

1. 測定対象設備等の情報

型式・名称：ZERO709LV

製造業者の名称：株式会社コムテック

2. 測定対象設備に適用する規則

電波法第 29 条（無線設備規則第 24 条）

3. 測定対象設備等の写真

(ア) パッケージ（表面）



(イ) パッケージ（裏面）



(ウ) 設備本体（正面）



(エ) 設備本体及びその他内容物



4. 測定

4-1 測定実施項目

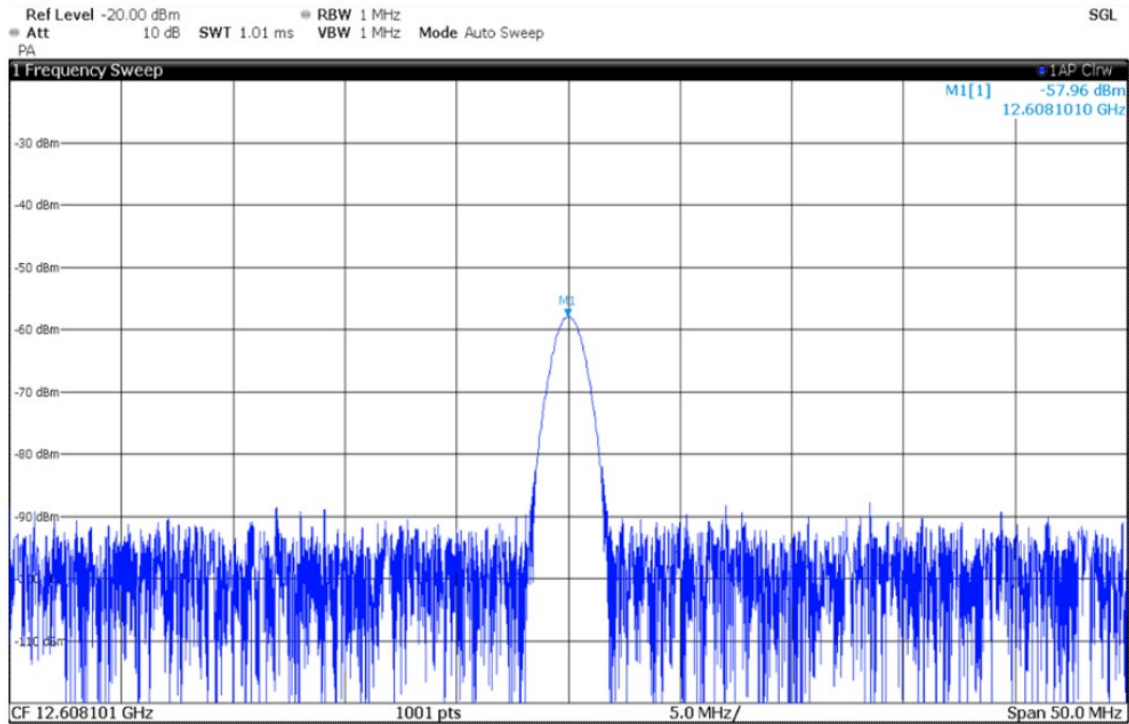
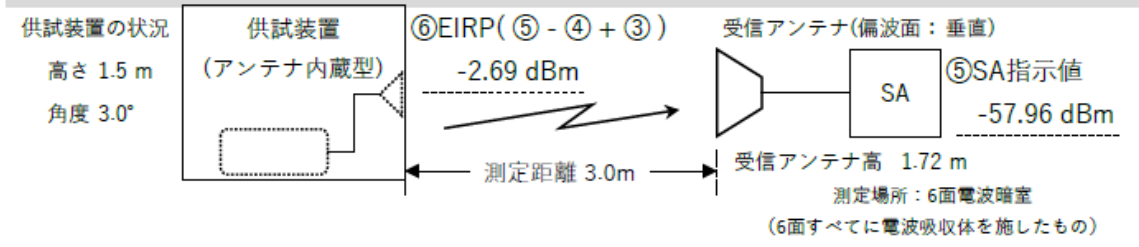
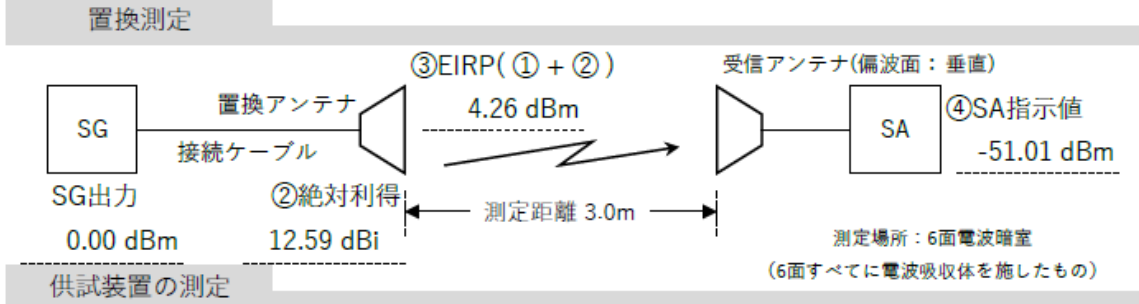
ー 副次的に発する電波等の強度（無線設備規則第 24 条）

受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が4ナノワット以下でなければならない。

4-2 測定結果

置換法による空中線電力(等価等方輻射電力:EIRP)の算出

試験周波数 12.608100 GHz



「供試装置の測定」での試験周波数測定画面

仮に本機器の副次的に発する電波等の強度を技術基準の 4nW(約-54dBm)とした場合、EIRP-2.69dBm とするためには、供試装置のアンテナ利得が 51.31dBi 必要となるが、この機器のサイズからは空中線利得が 51.31dBi であることは想定されず技術基準不適合と判断される。これに関し株式会社コムテックに当該機器の空中線利得を確認したところ、-7.04dBi との報告があった。この数値を基に受信空中線から副次的な電波が発射されたと仮定し回路の電力を計算すると約 2.72mW (約 4.35dBm) となる。

また、同社から以下の 10 機種が同様に当該周波数で副次的な電波が発生する設計であることを確認。本機器と同様に技術基準不適合であると判断される。

(本機器と同様の設計の機器)

ZERO307LV、ZERO307LVA、ZERO706V、ZERO707LV、ZERO708LV、ZERO806V
ZERO807LV、ZERO808LV、ZERO809LV、ZERO909LS の 10 機種